

担当	主事	主査	リーダー	局長	会長

平成28年4月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中20名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 21番 松本健一 委員、1番 大野次夫 委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について ・議案第2号 農用地利用集積計画(案)について ・議案第3号 認定農業者の認定について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】平成28年度農業体験教室の出務当番について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、平成28年度の農業体験教室の出務当番について説明を行った。 <p>【2】平成28年度農業委員会視察研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、視察研修の内容について説明を行った。 <p>【3】農業委員会系統組織による「熊本地震義援金」の募集について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、説明を行い。積立の中から出資させていただくことで、了解を得た。
5. 閉 会	関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時00分)

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明を求めます。
事務局長	農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号整理番号5-1について、地区担当の柏崎光一委員より、現地調査報告をお願いいたします。
11番	農地法第5条、整理番号5-1について、4月19日に木崎稔委員とともに現地調査を行いましたので、その状況をご報告いたします。 申請地につきましては、大字原市場字中地内でございます。 農地の現況は、梅の木が10本程度植えてあります。隣接する農地は、南側に一箇所ですが、現在休耕となっています。また、南側ということですので、今回の農地転用による影響は特段ないと考えます。 以上現地調査したところでは、今回の申請は特段問題ないと考えます。 説明は以上です。
議長	続いて、事務局の補足説明を行います。
	現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。 譲受人は、現在、分譲マンションに居住しており、今のマンションでは手狭とのことです。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。 農地区分は「第2種農地」と判断できます。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金で賄うということで、十分な預金残高があります。 利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 許可後の実効性ですが、許可速やかに着工することになっています。 申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特にございません。そのほか関係各課から特別な指示はありません。 他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません 利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 当事業が、造成のみで事業に供されないことは聞き取り等からなものと考えます。 周辺農地への影響ですが、柏崎光一委員の報告のとおりです。 以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。

議長	同行して、調査していただきました木崎稔委員何かございますか。
19番	特段ございません。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
15番	申請地の東側は、川があるのですか。
事務局	公園上は水路でございます。 現況では、水は流れおりません。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしのことですので、本件について許可するものとして県に進達することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、許可するものとして県に進達いたします。 それでは、議案第2号農用地利用集積計画（案）について、審議を行います。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第2号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 詳細については、担当から説明いたします。
事務局	まず、整理番号1についてご説明いたします。 借受人は平成27年3月に明日の農業担い手育成塾を卒業し、4月から飯能市に新規就農した方です。 また、平成28年度より飯能市の新規就農者として青年就農給付金を受けたいと希望をいただいております。 経営作物としては、主に露地野菜ですが、ニンジンやサツマイモ等です。 販路は主にスーパー等で行っております。 続いて、整理番号2についてです。 借受人は飯能の飲食店へ野菜を直接出荷し、各種イベントへ出店をされております。 続いて、整理番号3です。

	<p>借受人はレストラン経営をしており、飯能産の野菜をレストランで提供するため、今回申請をされたとのことです。</p> <p>続いて、整理番号4です。</p> <p>借受人ですが、組合から法人化したことにより、整理をすることです。</p> <p>以上4件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合されると判断でき、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用し耕作の事業を行うと認められます。</p> <p>また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められます。</p> <p>整理番号1から整理番号4については、飯能市の基本構想に適合するとともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上のことから、不許可に該当するものはございません。 説明は以上でございます。</p>
議長	<p>審議に入る前に、委員3名に係る事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、3名の委員はここで、ご退席願います。</p> <p>【委員3名退席】</p>
議長	<p>それでは、議案第2号の農用地利用集積計画(案)について審議いたします。質問、意見等はございますか。</p> <p>【なし】</p>
議長	<p>なしとのことですので、決定することでよろしい方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号の認定農業者の認定につきまして審議いたします。</p> <p>現在退席中の3名の委員については、議案第3号についても本人に係る事項がございますので、引き続き退席していただきます。</p> <p>それでは、議案第3号について審議いたします。</p> <p>事務局より、説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号について、説明をいたします。</p> <p>こちらの案件ですが、先月の総会より、継続審議となっていました案件でございます。</p>

	本日修正をさせていただきまして、改めてご審議いただくものでございます。内容については、担当からご説明いたします。
事務局	ご説明いたします。 先月総会時にご指摘いただきました箇所を訂正させていただきました。 農林水産省が出している数値をもとに、改めて目標等を修正させていただいたものです。
議長	それでは、審議に入ります。何か質問、意見等はございますか。
14番	今回のものの中には、土壌改良等十分に進んでいない箇所も含めたものもあり、目標値がそこまで伸びていないという認識でよろしいですか。
事務局	そのとおりでございます。また、目標は5年後です。
議長	その他、ございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、承認することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、承認されたものといたします。 それでは、委員3名の方には入室していただきます。
	【委員3名入室】
議長	それでは、報告第1号、2号のご確認をしていただき質問等ございましたら、お願いいいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、その他に移ります。 【付議案件4記載】 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。

職務代理

以上をもちまして、平成28年4月飯能市農業委員会総会を開会いたします。

平成28年5月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中19名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 2番 山下富司 委員、3番 岩澤太朗 委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地の権利取得における下限面積の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明をし、来月の総会で議案として審議することとした。 <p>【2】平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明をし、了解された。また、この後1ヶ月間ホームページ等で公開し、地域の農家の意見等を踏まえ、6総会で議案として審議することとした。 <p>【3】農業共済組合の一組合化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済推薦の山下富司委員より、一組合化についての現状報告があった。 <p>【4】山林化した農地の非農地判定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より本年度の対象地の調査・判定方法等について説明を行った。 <p>【5】農業委員会歓送迎会会計報告について</p>

5. 閉会	<ul style="list-style-type: none">・事務局より、会計報告を行った。・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時00分)
-------	--

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明を求めます。
事務局長	農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号整理番号3-1について、地区担当の小島好夫委員が本日欠席となっておりますので、代わりに一緒に調査していただきました岩澤太朗委員より現地調査報告をお願いいたします。
3番	農地法第3条、整理番号3-1について、5月16日に小島好夫委員とともに現地調査を行いましたので、その状況をご報告いたします。 申請地につきましては、大字落合字宮下地内でございます。 農地の現況は、綺麗に管理がされており、すぐにでも耕作ができる状態であります。 今回取得される方も、所有している全ての農地を耕作されておりますので、問題は特段ないと考えます。 以上現地調査したところでは、今回の申請は特段問題ないと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	現地の状況につきましては、岩澤太朗委員の説明のとおりです。 譲受人は、所有している全ての農地を耕作しております。主に水稻や露地野菜等を栽培している専業農家で、奥様と息子さん、息子さんの奥様と合わせて4名で営農をされています。申請地は、譲受人の住所地から約1キロの距離です。また、申請地に隣接する農地を譲受人は所有しており、そちらも耕作していることから支障なく通作できるものと思われます。 こうしたころから、申請農地を譲り受け営農の拡大を図りたく申請するものです。 申請年月日は、平成28年5月6日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する6つについて説明いたします。 1つ目の申請農地の小作人の有無についてですが、特にございません。 2つ目の機械の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、耕耘機1台を所有しております、その他農作業に必要な農機具は確保されていることから、取得する農地を含め耕作することは可能と認められます。 3つ目は生産法人関係なので、該当ありません。

	<p>4つ目の権利を取得する者が當時農作業に従事すると認められ、3条2項4号については該当しません。</p> <p>5つ目の取得者の農地面積は、この地域の取得要件である下限面積30アールを所有農地も含め超えることから要件を満たしております。</p> <p>6つ目申請人の権利取得後において、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、特に不許可要件に該当するものはありません。 説明は以上です。</p>
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について許可するものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、許可するものといたします。 それでは、次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第2号について、案件ごと審議いたします。 はじめに、整理番号5-1について審議いたします。地区担当の小島好夫委員に代わりまして、岩澤太朗委員より、現地調査報告をお願いいたします。
3番	農地法第5条、整理番号5-1について、5月16日に小島好夫委員とともに現地調査を行いましたので、その状況をご説明いたします。 申請地につきましては、大字矢廻字榎戸地内でございます。 農地の現況は、草等なく綺麗に管理をされておりました。また、道路より1メートル近く高い位置に農地はございます。 周辺農地との関係ですが、今回の申請地に関しては、周辺に農地はないため、影響は全くないと考えております。 以上のことから、この農地転用は特段問題ないと考えます。 説明は以上です。

議長	事務局より、補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>申請人は、現在介護支援事業を行っていますが、ここ数年短期の入所生活介護を必要とする世帯が増えていることを痛感し、短期入所できる施設の増設又は新設を検討していたとのことです。今回施設を建築するにあたり、従業員の通勤可能な地域、施設利用者の通所の交通利便性、排水等の放流先が確保されていること、駐車場等の敷地も十分に確保できることを重視し、検討されたとのことです。当初は、美杉台や南高麗等も候補として探しておりましたが、先に述べた条件を満たす土地が見つからなかったとのことです。そのような中、今回貸渡人から、条件に適した申請地を借り受けることができることとなったため、老人短期入所介護施設を建築したく申請するものです。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分ですが、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について説明いたします。</p> <p>1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、自己資金と借入金で賄うということで、十分な預金残高等があり、確認をさせていただいております。また、借入先も確保されています。</p> <p>2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目の許可後の実効性ですが、聞きとり調査等からも、許可後速やかに着工するということで、確認しています。</p> <p>4つ目の申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、同時に開発の許可申請が提出されており、特段問題なく許可される見込みです。</p> <p>5つ目の他の土地との一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えています。</p> <p>7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないかとの点については、聞き取り等から判断してないものと考えています。</p> <p>8つ目の周辺農地への影響ですが、隣接して農地はありません。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないとと思われます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
3番	補足ですが、今回の申請地に施設ができても、農地以外の土地にも全く問題はないと考えております。

4番	福祉関係の施設ですので、福祉計画との関係はどうなっていますか。
事務局	福祉計画との関係は、ショートステイ型での計画は、市の計画を図る必要がないとのことで、特段問題はないとのことです。また、施設の建設について、市の負担等は発生しないと聞いております。
4番	今回計画されている建物はどういったものですか。
事務局	木造平家建となります。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	ないようですので、許可することで賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして意見書を付して、県に進達いたします。続いて、整理番号5－2について審議いたします。 地区担当の木崎稔委員に現地調査報告をお願いいたします。
19番	農地法第5条整理番号5－2について、5月21日に柏崎光一委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地につきましては、大字中藤下郷字笹子地内になります。 農地の現状ですが、管理はされておりました。 周辺農地への影響ですが、隣接して農地はあるものの、農地が申請地の南側にあるため、日照等にも影響はないと考えております。 以上現地調査においては、今回の申請は特段問題ないと考えます。 説明は以上でございます。
議長	事務局より、補足説明をお願いいたします。
事務局	現地の状況については、木崎稔委員の説明のとおりです。 譲受人ですが、不動産売買等の事業を行っております。 今回の申請では、これまでの経験から、自然豊かな環境での暮らしを望んでいる方が増えていることに鑑み、市街化区域等の建売住宅とは違った特色、花壇や庭木等を育てるスペースを確保し、需要のある物件になると見込んでのことです。

また、申請地は、主要道路に接していること、バス停も近くにあり、多様なニーズに対応できると考えているとのことです。

こうした中で、今回、申請地を譲り受けることができることとなったため、建売住宅を建築したく申請するものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について説明いたします。

1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金で賄うということで、十分な預金残高があり、確認をさせていただいております。

2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目の許可後の実効性ですが、聞きとり調査等から許可後速やかに着工すること確認しています。

4つ目の申請事業の施工に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特にございません。そのほか関係各課から特別な指示はありません。

5つ目の他の土地との一体利用の見込みですが、特にございません。

6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないことは聞き取り等からないものと考えます。

8つ目の周辺農地への影響ですが、木崎委員の説明のとおりで、問題ないと考えています。

以上、本件は許可することでやむを得ないとと思われます。

議長 同行して調査していただきました、柏崎光一委員何かございますか。

10番 特段ございません。適当と考えます。

議長 ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

【なし】

議長 なしのことですので、許可することに賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、許可すべきものとして意見書を付して、県に進達いたします。

	続きまして、報告第1号・第2号の農地法第4・5条の規定による届出について、ご確認をしていただき、質問等ありましたらお願ひいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、次のその他に移ります。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されていました議案の審議が全て終了しましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理から申し上げます。
職務代理	以上を持ちまして、平成28年5月総会を閉会いたします。

平成28年6月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中19名出席により成立) ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく、4番 武藤文夫委員、6番 金子東洋治委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ・議案第2号 農地の権利取得における下限面積の設定について ・議案第3号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について ・議案第4号 農用地利用集積計画(案)について ・議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について ・議案第6号 非農地判定について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】生産緑地の斡旋について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、説明を行い、斡旋等を行っていただくよう依頼した。 <p>【2】平成28年度農業委員・農地最適化推進委員研修会の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、日時等の説明を行った。 <p>【3】平成28年度農業委員会視察研修について</p>

5. 閉　　会	<ul style="list-style-type: none">・事務局より、日程等について説明を行った。・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。　(午後3時30分)
---------	---

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明を求めます。
事務局長	農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号整理番号3-1について、審議を行います。 なお、本議案中、武藤文夫委員に係る事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、武藤文夫委員には、ここで退席願います。
	【武藤文夫委員退席】
議長	それでは、整理番号3-1について、地区担当委員に報告をしていただきますが、本件は担当地区が2地区になっておりますので、はじめに綿貫幸進委員に現地調査報告をお願いいたします。
15番	農地法第3条整理番号3-1について、6月25日に半田正和委員とともに現地調査を行いましたので、その状況をご報告いたします。 申請地は、大字平松字東原地内でございます。 農地の現状ですが、草が多少あるものの管理は良好で、いつでも畑になる南傾斜のよい農地でした。環境としては、広々としており、ここで農業をするには申し分ないとと思われます。譲受人は双柳在住でありますので、申請地から通作にも問題ないと考えます。 また、作付け計画等提出されていることから、申請地取得後も、耕作されると考えられます。 現地調査では、今回の申請は特段問題ないと考えます。 説明は以上です。
議長	続きまして、地区担当の森泉忠雄委員が欠席のため、変わりに松本健一委員に現地調査の報告をお願いいたします。
22番	農地法第3条整理番号3-1について、6月23日に森泉忠雄委員とともに現地調査を行いましたので、その状況をご報告いたします。 申請地は、大字双柳字甲新田地内にあり、綿貫幸進委員から報告のあった申請地の南側に位置します。 先ほどの申請地の斜面とは別で北傾斜になっております。 作付け計画等提出されていることから、申請地取得後も、耕作されると考

	<p>えられます。通作も特段問題ないと考えます。</p> <p>現地調査では、今回の申請は特段問題ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、農地法第3条の整理番号3－1号について補足説明いたします。</p> <p>現地の状況につきましては、綿貫幸進委員、松本健一委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、狭山市にて農業経営をされております。奥様と2人で営農をされており、兼業農家です。狭山市分の農地に関しては、狭山市の農業委員会に確認しておりますが、問題はありませんでした。</p> <p>申請地は、譲受人の住所地から約2キロの距離でありますので、通作にも支障なく、営農拡大に適していると思われます。</p> <p>こうしたところから、申請農地を譲り受け、営農の拡大を図るため申請するものです。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。</p> <p>1つ目の申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目の機械の所有状況ですが、農作業に必要な農機具は確保されていることから、取得する農地を含め耕作することは可能と認められます。</p> <p>3つ目は、生産法人関係なので該当はありません。</p> <p>4つ目については、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目の取得者の農地面積はこの地域の取得要件である下限面積50アールを所有農地も含め超えることから要件を満たしております。</p> <p>6つ目の申請人の権利取得後において、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、特に不許可要件に該当するものはございません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました半田正和委員何かござりますか。
18番	特段ございません。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
21番	この件に関しては、事前に第2班代表委員会で現地調査及び検討を行いました。その際に出した意見は事務局から、申請者へ伝えていただいていますので、特段問題ないと思います。

1番	農機具を新たに購入する予定もあるとのことです。今回の申請地は、私たちの住んでいる山間部と違い、平坦な土地だと思いますが、どれだけの器具を所有していれば、よいという基準等はありますか。
事務局	今回の申請での作付け計画は、大部分は果樹類となっております。 明確な基準はありませんが、ヒアリング等においても、作付け計画に沿った機械の購入が計画されています。
19番	これから、果樹をやるのですか。
議長	計画では、どうなっていますか。
19番	申請者は、高齢だと思います。今後の管理は可能でしょうか。
議長	農地を取得する場合、特段年齢制限等はありませんが、申請地取得後農作業に従事できると思われ、問題ないと思います。
15番	将来的なビジョンで、果樹類を高齢者等を対象として摘み取り体験等を行いたいと考えていると申請者から聞きました。
議長	その他、何かございますか。
	【なし】
議長	なしのことですので、本件について許可するものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、許可するものといたします。 武藤文夫委員には入室していただきます。
	【武藤文夫委員入室】
議長	それでは、次に整理番号3-2について、地区担当の大野次夫委員説明をお願いいたします。
1番	農地法第3条整理番号3-2について、6月22日に吉田健治委員とともに現地調査を行いましたので、その状況をご報告いたします。

	<p>申請地は、大字坂石字向平地内です。</p> <p>申請地には、草は多少生えてはおりますが、管理は良好でありました。</p> <p>申請者からは、作付け計画等も提出されており、申請地取得後も、耕作されると考えられます。通作も特段問題ないと考えます。</p> <p>現地調査では、今回の申請は特段問題ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局より、補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、農地法第3条の整理番号3－2号について補足説明いたします。</p> <p>現地の状況につきましては、大野次夫委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、主に坂石地内にて営農されており、兼業農家であります。所有地に関しても、適性に管理されております。</p> <p>通作に関しても、支障ないと考え営農拡大に適していると思われます。こうしたところから、申請農地を譲り受け、営農拡大を図るため申請するものです。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについて説明いたします。</p> <p>1つ目の申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目の機械の所有状況ですが、農作業に必要な農機具は確保されていることから、取得する農地を含め耕作することは可能と認められます。</p> <p>3つ目は、生産法人関係には、該当しません。</p> <p>4つ目については、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目の取得者の農地面積は、この地域の取得要件である下限面積5アールを所有地も含め超えることから要件を満たしております。</p> <p>6つ目の申請人の権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、特に不許可要件に該当するものはありません。</p>
議長	同行して調査していただきました、吉田健治委員何かございますか。
12番	特段ございません。
議長	それでは、審議に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
	なしとのことですので、許可することに賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成ですので、整理番号3－2については、許可することいたします。</p> <p>それでは、次に議案第2号農地の権利取得における下限面積の設定について、審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第2号の農地の権利取得における下限面積の設定について、ご説明いたします。</p> <p>こちらについては、平成21年の改正農地法により、下限面積の設定の権限が、県から市に移譲しております。飯能市では、精明地区を50a、その他を30aとして農地法施行規則第17条第1項を適用し、下限面積を引き下げております。また、昨年度に南高麗、名栗、原市場、吾野、東吾野の山間5地区を、重点的にご審議いただき、農地法施行規則第17条第2項を適用し、5aいたしました。</p> <p>本議案に関しては、地域の実情を勘案し、毎年農業委員会で審議することとなっております。また、審議の結果については、公表することとなっております。</p> <p>毎年設定面積を変更する必要はございませんが、地域の現状等を踏まえ、慎重審議していただければと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	それでは、議案第2号について、審議いたします。質問、意見等はございますか。
5番	山間地域での下限面積の見直しにつきましては、懸念等もありましたが、現在までに特段問題なく、また実績もでました。ただし、2件の実績なので、様子をみることでよいかと考えます。
10番	広報等で周知はしていますか。
事務局	飯能市のホームページ等を利用し、周知しております。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしのことですので、現行のとおりとすることで、賛成の方は挙手願います。

	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成ですので、現行のとおりといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号平成27年度の目標及びその達成に向けた点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成にむけた活動計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号平成27年度の目標及びその達成に向けた点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成にむけた活動計画（案）について、ご説明をいたします。</p> <p>こちらについては、前総会時に説明をさせていただきましたとおりでございます。その後30日間縦覧を行いまして、特段意見等はありませんでした。</p> <p>このため、前回同様の内容で資料のとおり提出させていただきます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号平成27年度の目標及びその達成に向けた点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成にむけた活動計画（案）について質疑に入ります。質問、意見等はございますか。</p>
14番	<p>点検・評価につきましては、どこかに提出し、別の機関からチェック等がされるといったものですか。</p>
事務局	<p>農業委員会自らが目標を定め、点検・評価をするという形になっております。</p>
議長	<p>他にございますか。</p>
	【なし】
議長	<p>なしとのことですので、承認することで賛成の方は挙手を願います。</p>
	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成ですので、承認いたします。</p> <p>続いて、議案第4号農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>詳細については、担当からご説明いたします。</p>

事務局	<p>整理番号1の借受人ですが、明日の農業担い手育成塾の塾生であり、研修圃場としての農地となります。この間2年間指導圃場として借りていくことになります。</p> <p>整理番号2の方は、ここで農業法人として参入された方です。栽培方法としては、無施肥無農薬をベースとして営農されています。今までの経験をもとに自然栽培を行っていくとのことです。</p> <p>整理番号3の方は、以前は山梨県の甲州市で菊芋の作付けを行っており、東京銀座等に販売をしておりました。山梨県での移動距離を考えると、採算が合わないということで、山梨を撤退し、山梨よりも近い飯能市で作付けを行っていきたいとのことで、今回申請されたものです。</p> <p>整理番号1から整理番号3までの方については、飯能市の基本構想に適合するとともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上のことから、不許可に該当するものはございません。 説明は以上でございます。</p>
議長	それでは、質疑にはいります。議案第4号農用地利用集積計画（案）について質問、意見等はございますか。
14番	無施肥無農薬でやられる方もいる方だと思いますが、どの程度こだわっているのでしょうか。
事務局	今回の案件の方は、ヒアリング等で確認しておりますが、必要に応じて必要なものを使っていくとのことです。企業経営上付加価値を付けるためとのことです。品種に関しては、できるだけ原種に近いようなものを使用していくとのことです。
議長	他に何かございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、許可することで賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可することといたします。 続きまして、議案第5号の相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、審議をいたします。

	事務局より、説明をお願いいたします。
事務局長	<p>議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、ご説明いたします。【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細については担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、説明いたします。</p> <p>申請地は、飯能市笠縫・土地区画整理事業地内の大字笠縫字後際であります。</p> <p>申請地は、市外化区域ということもあり、東西南北全て、住宅やアパートが建築されている状況です。しかしながら、南側に関しては、4メートルほどの道路があることから、日当たりは良好でございます。こちらの土地は、笠縫区画整理事業の仮換地がすでにされている状況であります。</p> <p>現在の農地の状況は、じゃがいもやネギ等が作付けされている状況でした。</p> <p>以上のことから、適格者証明書を交付することで、特段問題ないと考えております。説明は以上です。</p>
議長	本件につきまして、地元の岩澤太朗委員に現地調査をしていただいております。その報告をお願いいたします。
3番	<p>議案第5号相続税納税猶予に関する適格者証明書について、6月25日に小島好夫委員とともに調査をいたしましたので、その状況をご報告いたします。</p> <p>場所については、事務局の説明のとおりでございます。</p> <p>現地は、綺麗に整理されており、全部耕作されておりました。</p> <p>今回の申請については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	それでは、質疑に入ります。議案第5号相続税納税猶予に関する適格者証明書について質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、適格者証明書を発行することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】

議長	全員賛成ですので、適格者証明書を発行することいたします。 続いて、議案第6号非農地判定について、審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	別紙記載の26筆、23766.55m ² について非農地判定をお願いします。
議長	それでは、審議に入ります前に、現地調査していただきました、委員の皆様に調査の報告等を願います。まず、吾野地区を調査していただきました。井上準一委員お願ひいたします。
20番	6月13日に調査をいたしました。 18筆を調査いたしました。現地におきましては、重機等が入っていくことができないであろう場所であり、状況としては、農地として使用するには厳しい状況でした。私たちの班は全ての土地を非農地判定してもよいのではないかという考え方でございます。
議長	原市場地区を調査していただきました。柏崎光一委員お願ひいたします。
10番	4筆を調査させていただきました。 現地におきましては、進入路もないような場所であり、また段差等もあり重機等は入ることは困難です。また、周辺にも農地等もない状況です。 私たちも、全てを非農地とする考え方でございます。
議長	名栗地区を調査していただきました。金子東洋治委員お願ひいたします。
6番	6月13日に調査をいたしました。 調査したところ、農地としての利用は困難だと考えております。したがいまして、非農地判定をする考え方でございます。
議長	南高麗地区を調査していただきました。内野博司委員お願ひいたします。
14番	基本的には、農地としての利用は困難だという考え方で、非農地判定する考え方でございますが、1箇所周辺農地に影響ありという考え方で、非農地判定をすべきでないと考えます。
議長	それでは、議案第6号非農地判定について、審議に入れます。質問、意見等はございますか。
	【なし】

議長	なしとのことですので、南高麗地区の1筆を除き、非農地をすることに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
	全員挙手でありますので、原案のとおり、承認といたします。 続きまして、報告1号、2号をご確認していただき質問等ありましたら、お願いいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移ります。
	【付議案件4 「その他」 記載】
議長	以上で、予定されました全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	関谷英男職務代理から、閉会をお願いいたします。
職務代理	以上で、平成28年6月飯能市農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年7月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中21名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 7番 吉田彰宏委員、9番 関谷英男委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について ・議案第3号 農用地利用集積計画（案）について ・議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農業委員会憲章について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、平成28年5月26日全国農業会議所で全国農業委員会会長大会が開催され、農業委員会憲章が決定された旨を報告した。 <p>【2】飯能市農業委員会の体制整備に関する要望書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より案を提示し、次回総会で要望書の内容を決定することとした。 <p>【3】農地利用状況調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、今後のスケジュールの説明を行った。 <p>【4】農業委員会懇親会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、日程等を報告した。

5. 閉　　会

・ 関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時03分)

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明を求めます。
事務局長	農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第1号農地法第3条整理番号3-1について、地区担当の綿貫幸進委員より現地調査の報告をお願いいたします。
15番	農地法第3条整理番号3-1について、7月24日に半田正和委員とともに現地調査を行いましたので、その状況をご報告いたします。 申請地は、大字川崎字左別当地内です。南傾斜の日当たりのいい場所です。 現況は、いつでも畑になるように整備された良好な畑でありました。 現状で、申請地北側に譲受人の農地があります。この方は、毎日通って果樹栽培をしております。 作付け計画では、申請地には梨を作付けする予定とのことです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	それでは、農地法第3条の整理番号3-1号について補足説明いたします。 現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。 譲受人は、所有地において、全部耕作しております。 譲受人は、主にブドウ、梨を中心に、農業経営をされております。申請者本人お1人で営農されており、専業農家であります。 通作に関してですが、住所地から約6.5キロの距離がありますが、今回の申請地に隣接して農地があり、耕作されており、通作にも支障なく、営農拡大に適していると思われます。 こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。 1つ目の申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目の機械の所有状況ですが、耕運機1台、防除機1台、草刈機1台、裁断機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。 3つ目については、生産法人関係は、該当しません。 4つ目については権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、

	3条2項4号には該当しません。 5つ目の取得者の農地面積はこの地域の取得要件である50アールを所有地も含め超えることから要件を満たしております。 6つ目の申請人の権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 以上のことから、特に不許可要件に該当するものはありません。 説明は以上です。
議長	同行して、調査していただきました半田正和委員何かござりますか。
18番	農地を確認し、すぐにでも農業ができる状態でありました。 全く問題ないと考えております。
議長	それでは、ただいまから審議に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可するものといたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	案件ごと整理いたします。はじめに整理番号5-1について、地区担当の半田正和委員より現地調査報告をお願いいたします。
18番	農地法第5条整理番号5-1について、7月24日綿貫幸進委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字中居字石原地内です。2月の総会において、農振部会が現地調査を行っており、農業振興地域整備計画の変更が済んでいる案件であります。 農地の現況は市道より低い位置にあります。梅や栗の木が植えられております。 周辺農地には特段問題ないと考えております。

	以上のことから、この申請に関しては適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局より補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>現地の状況につきましては、半田正和委員の説明のとおりです。</p> <p>申請者は平成25年に今回の貸渡人の所有する土地に自己用住宅を建築しました。当時より、義父の宅地内を通り、車等の通行をさせていただいていたとのことですが、通路やカースペースの余分もないため使用を取りやめてほしいとのことで、今回の申請にいたったとのことです。</p> <p>申請事由は、敷地拡張ですが、駐車場敷地兼通路敷地としく申請するものです。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、農振農用地でありましたが、既に農振除外が済んでおり、除外後は第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、借入金で賄うということで、借入先は確保されております。</p> <p>2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目の許可後の実効性ですが、聞きとり調査等からも判断して、許可後速やかに着工することで確認しています。</p> <p>4つ目の申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、こちらは農振農用地となっておりましたが、すでに除外の手続きは済んでおります。他に関係各課等から特別な指示は出ておりません。</p> <p>5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないかとの点については、聞き取り等から判断してないものと考えています。</p> <p>8つ目の周辺農地への影響ですが、隣接して東側に農地がありますが、利用目的等から判断して、問題ないと考えます。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。</p>
議長	同行して調査していただきました、綿貫幸進委員何かございますか。
15番	半田正和委員の説明のとおりでございます。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】

議長	なしとのことですので、許可することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、整理番号5－2について、地区担当の綿貫幸進委員説明をお願いいたします。
15番	農地法第5条整理番号5－2について、7月24日に半田正和委員とともに調査をいたしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字芦苅場字張摩久保地内です。整理番号5－1と同様に農振部会で一度確認をしている場所でございます。 現地の状況は、耕作をされており、管理は良好でありました。 また、周辺農地への影響は特段ないと考えております。 以上、現地調査したところでは、この申請は適当であると考えております。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第5条の整理番号5－2号について補足説明いたします。 現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。 申請者は主に社会福祉事業として経営を行ってきました。今回の申請地に隣接している既存の施設の老朽化がかなりみられるようになつたとのことです。そのため、雨天時や降雪後は雨漏り等がいたるところに現れていたとのことです。 申請事由は、増設に伴う敷地の拡張をするため、施設敷地としたく申請するものです。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、10ha以上のまとまりのある農地が広がっている農地ということで、第1種農地と判断できます。この第1種農地ですが、農地転用は原則不許可となります。今回は既存施設の敷地拡張ということで、不許可の例外が適用されます。また、農振農用地となっておりますが、農振除外が既に済んでおります。 次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。 1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、自己資金及び、補助金、借入金で賄うということで、確認をさせていただいております。 2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

	<p>3つ目の許可後の実効性ですが、許可後速やかに着工することを確認しています。</p> <p>4つ目の申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、こちらは農振農用地となっておりましたが、既に除外の手続きは終了しております。その他関係各課から特別な指示は出ていません。</p> <p>5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないかという点については、聞き取り等からもないと判断しています。</p> <p>8つ目の周辺農地への影響ですが、隣接して農地はありません。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。</p>
議長	同行して調査していただきました、半田正和委員説明をお願いいたします。
18番	特にございません。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしとのですので、許可することで賛成の方は挙手願います。
	【全員賛成】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして意見書を付して、県に進達いたします。
	続きまして、整理番号5-3について、審議いたします。地区担当の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。
15番	<p>農地法第5条整理番号5-3について、7月24日に半田正和委員とともに現地調査をいたしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字下川崎字水越地内であります。</p> <p>こちらの案件も整理番号5-1、5-2同様、農振部会にて調査をしている案件であります。</p> <p>農地の現状は、良好に管理されておりました。</p> <p>周辺農地の影響も特段なく、この申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明をお願いいたします。

事務局	<p>農地法第5条の整理番号5－3号について補足説明いたします。</p> <p>現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請者は現在、所有している敷地内に、保有する重機、車両を詰めて駐車している状況です。また、残土や骨材等の資材もあり、その度に車両等の移動をしなくてはならないとのことです。受注件数等も年々増加傾向にあるため、建設車両の増車や職員の雇用も検討しております。そのため、敷地が足らないとの事で今回申請されるものです。</p> <p>申請事由は、資材置場としたく申請するものです。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、10ha以上まとまりのある農地が広がっている農地ということで、第1種農地と判断できます。この第1種農地ですが、原則農地転用は不許可となります。今回は既存施設の敷地拡張ということで、不許可の例外が適用されます。また、農振農用地となっておりますが、農振除外が既に済んでおります。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金で賄うということで、十分な預金残高があります。</p> <p>2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目の許可後の実効性ですが、聞き取り調査等からも許可後速やかに着工することで確認しています。</p> <p>4つ目の申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、こちらは農振農用地となっておりましたが、既に除外の手続きは終了しております。その他関係各課から特別な指示事項は出ていません。</p> <p>5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないかという点については聞き取り等からないものと判断しています。</p> <p>8つ目の周辺農地への影響ですが、申請地西側が農地ですが、利用目的等からも問題ないと考えております。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました、半田正和委員何かございますか。
18番	特段ございません。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問意見等はございますか。

事務局	補足説明でございますが、農振部会の方で確認していただいた際に意見がありました。隣接農地への配慮ですが、敷地境界線より2メートル後退し、安定勾配で盛土をするということで計画書も提出されております。
議長	他にありますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、許可することで賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員挙手でありますので、許可すべきものとして意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、整理番号5-4について、地区担当の吉田健治委員より現地調査報告をお願いいたします。
12番	農地法第5条整理番号5-4について、7月21日大野次夫委員と現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字吾野寄合加剗地内であります。 国道299号を挟み、南北に申請地がございまして、農地の状況については、定期的に管理が行われている農地であります。 南側の申請地に関しては、平らな農地で、駐車場としては申し分ない土地でございます。北側の申請地については、多少傾斜がありますので、工事等が発生するかと思われます。 本計画で、隣接農地等には影響ないと思われます。 よって、この申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第5条の整理番号5-4号について補足説明いたします。 現地の状況については、吉田健治委員の説明のとおりです。 申請者は、申請地近接地でバーベキュー場をオープンさせました。オープン当初から大変好評で、昨年もシーズン中は駐車場が満車になる状態が続き、臨時で従業員用の駐車場を隣接する資材置場に借りている状況でした。何とかやりくりをしておりましたが、先方の都合にもより、借用が困難となってきたため、従業員用の駐車場を設置したく申請をするものです。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明いたします。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、

第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について説明いたします。

1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金で賄うということで、十分な預金残高があります。

2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目の許可後の実効性ですが、聞き取り調査等から許可後速やかに着工することで確認しています。

4つ目の申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段ございません。

5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないかという点については、聞き取り等からないと判断しています。

8つ目の周辺農地への影響ですが、申請地の東側に農地がありますが、申請目的等からみても問題ないと考えています。

以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。

説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました、大野次夫委員何かございますか。

1番 特段問題ないと考えます。

議長 ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

【なし】

議長 なしのことですので、許可することで賛成の方は挙手願います。

【全員賛成】

議長 全員賛成ですので、許可すべきものとして意見書を付して、県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細については、担当から説明いたします。

事務局	<p>整理番号1の方については、埼玉県で第1号の認定NPO法人です。今回の申請地では、主にソーシャルファームとして、障害者の方が耕作をしていくとのことです。すぐに販売をするというよりは、障害者の方が耕作をするということなので、段階的に販売までできるようになればとのことです。はじめは、法人の職員向けに販売を行っていく計画で、徐々に販売ルートを拡大していくとのことです。</p> <p>整理番号2の方は、大学の教授でいらっしゃいます。今年度退職される意向で、数年前から相談を受けていました。</p> <p>実際平成7年頃から、入間や飯能の市民農園等で露地野菜を始めていたとのことです。計画としては、ワイン用のやまぶどうの栽培です。</p> <p>整理番号1から整理番号2までについては、飯能市の基本構想に適合するとともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上のことから、不許可に該当するものはございません。 説明は以上でございます。</p>
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
議長	【なし】
議長	なしとのことですので、承認することで賛成の方は挙手願います。
議長	【全員挙手】
事務局長	<p>全員賛成ですので、承認することいたします。</p> <p>続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、ご説明いたします。【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細については、担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>今回の申請では、6筆ありますが、2箇所にまとまっている農地でございます。</p> <p>一箇所は、大字岩沢字麦宇多地内です。梅、サトイモ、お茶、タケノコ等が作付けされておりました。</p> <p>もう一箇所は、大字岩沢字宮ノ東で、多くがお茶で、一部が露地野菜です。</p>

	岩沢地区ということで、どちらも住宅地に囲まれておりましたが、いずれも良好に管理をされておりました。
	以上のことから本件は適格者証明書を交付することで問題ないと考えております。
	説明は以上です。
議長	地元の岩澤太朗委員にも調査していただきましたので、調査の報告をお願いいたします。
3番	まとまって、二地区に分かれておりますが、一方は概ね、茶畠で一部を露地野菜が作付けされておりました。 一方は、北側に竹林、茶畠、梅、露地野菜などあります。 地元の話ですが、相続人が子ども頃、被相続人に手伝わされ、農業をよくやっておりました。相続人は現在、市外にお住まいですが、仮住まいでの仕事の関係でそちらに住んでいると聞いております。 この申請には、特段問題はないかと思われます。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
21番	相続人は、定年後はこちらに戻る予定でしょうか。
3番	仮住まいですので、戻ると思います。
議長	その他、何かございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、証明書を交付することで賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、適格者証明書を交付いたします。 続きまして、報告第1号・2号、農地法第4条・5条の規定による届出について、確認していただき質問等あればお願ひいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、その他に移ります。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で予定しておりました、全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上を持ちまして、平成28年7月農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年8月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中21名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 10番 柏崎光一委員、11番 横手一彦委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】飯能市農業委員会の体制整備に関する要望書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より要望書（案）について説明を行い、承認されたため、会長と職務代理が市長直接要望書を渡すこととなった。 <p>【2】農業委員による利用状況調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、今後のスケジュールや判定基準等の説明を行った。 <p>【3】農地利用状況調査員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、現在雇用している臨時調査員の紹介を行った。 <p>【4】飯能住まいに関する土地情報のホームページへの掲載等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、土地提供希望者からの情報をホームページに公開することについて、了承された。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後2時50分)

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明を求めます。
事務局長	農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第1号農地法第3条整理番号3－1について、地区担当の綿貫幸進委員より現地調査の報告をお願いいたします。
15番	農地法第3条整理番号3－1について、8月20日半田正和委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字平松字町田、大字平松字西原地内でございます。 一箇所目は、昔は田であったようですが、現在は畑作をしておりました。ナス等の様々な露地野菜が作付けされておりました。 二箇所目は、作付けこそないものの綺麗に管理をされており、いつでも耕作が再開できる畑になっておりました。 三箇所目は、様々な露地野菜が作付けされておりました。 また、譲受人から作付け計画書等も提出されており、特段問題ないと考えます。 以上、現地調査したところでは、この申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局より、補足説明をお願いいたします。
事務局	それでは、農地法第3条の整理番号3－1号について補足説明いたします。 現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。 今回、譲受人とヒアリングをさせていただき、状況を伺いました。譲受人は、日高市も含め近隣で、農地を探していたところ、知人を通して今回の申請地を紹介され、譲る受けこととなったとのことです。譲渡人も農業経営が難しくなっており、譲り渡したい意向があったとのことです。 譲受人は、露地野菜を中心に、農業経営をされており、専業農家であります。 所有地は全て問題なく営農されております。所有農地については、全て日高市での所有となっておりますので、日高市の農業委員会に確認をし、全く問題ないと回答がありました。 譲受人の住所地から約5キロの距離ですが、農作業用の自動車を所有しておりますので、通作にも問題ないと考えられます。 こうしたことから、申請農地を譲り受け、営農拡大を図るため申請するも

	<p>のです。</p> <p>申請年月日は、平成28年8月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。</p> <p>1つ目の申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目の機械の所有状況ですが、耕運機3台、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台自走式ハンマーナイフ1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目は、生産法人関係には該当ありません。</p> <p>4つ目については、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目の取得者の農地面積はこの地域の取得要件である下限面積50アールを所有地も含め超えていることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目の申請人の権利取得後において、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、特に不許可要件に該当するものはございません。</p>
議長	同行して調査していただきました半田正和委員何かございますか。
18番	特段ございません。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
21番	<p>土地改良区から、意見を申し上げます。</p> <p>今回の申請地の一部は、現況畑でございますが、登記簿上は田でございます。</p> <p>こちらは、土地改良区域内にありますので、申請者に土地改良区に関する名義変更をしていただくよう伝えて下さい。</p> <p>また、組合費も合わせて掛かってきますので、ご注意いただければと思います。</p>
事務局	事務局より、申請者には伝えます。
議長	他に何かございますか。
	【なし】
議長	<p>なしとのことですので、許可することで賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	全員賛成ですので、許可するものといたします。

	続きまして、報告1号・2号農地法代4条・5条の規定による届出について、質問等ございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、その他事項に移ります。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局	【付議案件4 その他記載】
議長	以上を持ちまして、予定してありました全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理からお願ひいたします。
職務代理	以上を持ちまして、平成28年8月農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年9月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中21名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 12番 吉田健治委員、13番 小島好夫委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について ・議案第2号 農用地利用集積計画（案）について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農業委員会等に関する法律の改正に伴う農業委員会等の定数等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、説明を行い原案のとおりとすることで了承された。 <p>【2】地域懇話会（市、農業委員会、JA）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より日程等の説明を行った。 <p>【3】農業委員会入間地方協議会平成28年農業委員会等表彰及び農業委員研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より日程等の説明を行った。また、今回吉田健治委員が表彰対象となっている旨を報告した。 <p>【4】社会福祉協議会費の納入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会積立より、社会福祉協議会費を支払うことで了解を得た。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時30分)

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明を求めます。
事務局長	農地法第4条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、審議を行います。地区担当委員の小島茂委員に現地調査報告をお願いいたします。
17番	農地法第4条整理番号4-1について、9月21日に横手一彦委員とともに現地調査を行いましたので、その状況をご報告いたします。 申請地は、大字大河原字小山平地内でございます。 申請地の奥に申請者の宅地を建築予定で、今回の敷地をその通路敷地としたく申請するものでございます。 周辺農地への影響ですが、特段ないと考えております。 以上のことから、この申請に関しては特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第4条の整理番号4-1号について補足説明いたします。 現地の状況については、小島茂委員の説明のとおりです。 申請人は現在申請地に隣接する宅地内に居住しております。今回居宅の建替えを検討していたところ、建築基準法に適合する道路に接道していないことから、申請地を敷地拡張兼通路敷地としたく申請するものです。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。 1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、新たに掛かる経費はありません。 2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。 3つ目の許可後の実効性ですが、聞きとり実効されないということはないと考えます。 4つ目申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

	<p>5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません 6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目の当事業が造成のみで事業に供されないことはありません。 8つ目の周辺農地への影響ですが、申請地に隣接して西側と東側が農地になりますが、申請人の所有農地であり、申請目的等からも営農に支障がないものかという点については、聞きとり調査等からないと考えます。 以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。</p>
議長	同行して調査していただきました横手一彦委員何かございますか。
11番	特段ございません。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
事務局長	<p>一点補足をさせていただきます。 接道がないという説明をさせていただきましたが、以前とった建築確認では、別の場所を接道としておりました。しかしながら、実態とは合っていないかったため、今回改めて、実態に合わせ申請地を通路敷地とするため申請するものであります。</p>
議長	何か、ございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件につきまして、許可するもので賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成ですので、許可すべきものとして意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農用地利用集積計画（案）について、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>詳細については、担当からご説明いたします。</p>
事務局	今回の申請については、平成28年3月に利用権設定をした者で、今回別の場所の利用権設定をするものです。

	<p>期間ですが、6ヶ月としておりまして、先に利用権設定をしたものとの期間の終期と合わせる形になります。</p> <p>借受人でございますが、平成27年4月から本格的に農業参入いたしました。露地栽培を主として行っており、姉と二人で農業を行っているところであります。</p> <p>飯能市の基本構想に適合するとともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上のことから、不許可に該当するものはございません。 説明は以上でございます。</p>
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等ありましたらお願いいいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、承認されることに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、承認いたします。 続きまして、報告第1号、2号についてご確認をしていただき、質問等ありましたら、お願いいいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、その他に移ります。 【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で、予定されておりました全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成28年9月農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年10月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中21名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 14番内野博司委員、15番綿貫幸進委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について ・議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地利用状況調査に関する報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、今後のスケジュール等の説明を行い、了承された。 <p>【2】飯能市農業委員会の体制整備に関する要望書提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長より、飯能市長と面会し、要望書を提出した旨の報告があった。 <p>【3】熊に関する注意喚起について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、熊の出没等に関する情報提供を行った。 <p>【4】栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、衛生管理について情報提供を行った。 <p>【5】認定農業者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、認定農業者に関する情報提供を行い、認定農業者の増加させるための活動を推進することとした。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時20分)

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明を求めます。
事務局長	農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、審議を行います。地区担当委員は私ですので、変わりに同行して調査していただいた、内野博司委員に現地調査報告をお願いいたします。
17番	農地法第3条整理番号3-1について、10月20日に吉田勝紀委員とともに現地調査を行いましたので、その状況をご報告いたします。 申請地は、大字下直竹字西橋本地内でございます。 現況は、作付けこそないものの、綺麗に管理をされている農地がありました。 譲受人は農業経営拡大のために申請地を譲り受けるわけですが、申請地取得後はジャガイモやサトイモ等の作付計画が出されています。 譲受人の農作業への従事状況ですが、所有地におきましても、適切な管理がされて、申請地が譲受人の自宅の目の前でありますので、常時従事していると考えます。 以上のことから、この申請に関しては特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	それでは、農地法第3条の整理番号3-1号について補足説明いたします。 現地の状況につきましては、内野博司委員の説明のとおりです。 譲受人は、今回申請地隣接地を所有しており、奥様と2人で農業従事しております。 譲受人は、露地野菜を中心に、ジャガイモやサツマイモ、サトイモ、長ネギ等を作付けしております。所有地においても全部耕作されております。 また、申請地は譲受人の住宅敷地の南側に隣接していることから、通作にも問題ないと考えられます。こうしたことから、申請農地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたく申請するものです。 申請年月日は、平成28年9月20日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。 1つ目の申請農地の小作人の有無については、特にございません。

	<p>2つ目の機械の所有状況ですが、耕運機1台、所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目については、生産法人関係には該当しません。</p> <p>4つ目の点については、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目の取得者の農地面積は、この地域の取得要件である下限面積を所有農地も含め超えていることから、取得要件を満たしております。</p> <p>なお、本件は30aから5aの引き下げにより、取得可能となつたものです。</p> <p>6つ目の申請人の権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、特に不許可要件に該当するものはありません。</p>
議長	<p>私も同行して調査いたしましたが、以前から取得を考えていたとのことでした。今回下限面積が引き下げられたことにより、申請ができ、隣接して所有する農地と一体で管理することができるので、よりよい農業ができるかと思われます。</p> <p>それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。</p>
20番	<p>下限面積の関係で、取得ができないという相談は事務局の方にもありますか。</p>
事務局	<p>特に山間地域では、今までの下限面積30aという要件がクリアできない方が多くいらっしゃいました。相談件数としてもかなりの数をいただいておりました。</p>
議長	<p>その他、何かございますか。</p>
	<p>【なし】</p>
議長	<p>なしとのことですので、本件に関して許可することで賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、許可することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議いたします。【議案書読み上げ】</p>

	説明は以上です。
議長	<p>それでは、案件ごとに審議いたします。</p> <p>はじめに、整理番号5－1について、地区担当の木崎稔委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
19番	<p>農地法第5条整理番号5－1について、10月20日に柏崎光一委員とともに現地調査いたしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字上赤工字久根添地内でございます。</p> <p>農地の状況ですが、作付けこそないものの適正に管理をされておりました。申請地の北側に譲渡人の住宅がございます。</p> <p>譲受人でございますが、今まで借りていた賃貸の住宅が手狭になつたため、申請地に自己専用住宅を建築したく申請するものであります。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段ないと思います。</p> <p>現地調査の報告は以上であります。</p>
議長	<p>事務局より補足説明をお願いいたします。</p> <p>農地法第5条の整理番号5－1号について補足説明いたします。</p> <p>現地の状況については、木崎稔委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は現在、青梅市の貸アパートにて生活をしております。子どもの成長に伴い、現在の住まいが手狭になったことから、将来のことを考え、安定した生活を送るための住宅を建てることに決め、近隣の羽村市や瑞穂町などでも土地を探していたそうです。しかしながら、条件に合う土地を探すことができなかつたため、奥様の両親に相談したところ、ご実家の裏の土地を使用してもよいことになり、申請地に自己専用住宅を建築するため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、平成28年10月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であつて、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、全て借入金で借入先は確保されています。</p> <p>2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目の許可後の実効性ですが、本人からの聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。</p>

4つ目の申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないかと言う点につきましては、聞きとり等からないと考えます。

8つ目の周辺農地への影響ですが、隣接農地に関しても特段問題ないと考えております。

以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。

議長 同行して調査していただきました柏崎光一委員何かございますか。

10番 特段問題ないと存じます。

議長 ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等ありましたらお願ひします。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件につきまして、許可することで賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、許可すべきものとして意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号5－2について、地区担当の吉田彰宏委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番 農地法第5条整理番号5－2について、10月22日に金子東洋治委員とともに調査いたしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字上名栗字川クルミ入地内でございます。

現地は、山際にありまして、多少傾斜があるような土地になります。

状況でありますと、現在は整地されている状況でありましたが、長期間耕作は行われていない状況がありました。

周辺を山林に囲まれておりますと、周辺に農地はありません。

道路を挟んで、向かい側は地元の建設会社の資材置場になっているような場所でございます。

以上のことから特段問題ないと考えております。

しかしながら、資材置場のことなので、周辺の自然環境には十分配慮いなければと思っております。

議長	事務局より補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第5条の整理番号5－2号について補足説明いたします。</p> <p>現地の状況については、吉田彰宏委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は現在、飯能市内を中心に解体工事や土木建築工事等の業務を行っています。しかし、現在借りている資材置場の契約継続が難しくなったことから、新たな資材置場とするため、申請するものです。</p> <p>申請年月日は、平成28年10月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金で賄うということで、十分な預金残高があります。</p> <p>2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目の許可後の実効性ですが、実効されないということはないと考えます。</p> <p>4つ目の申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないかという点につきましては聞き取り等からないと考えています。</p> <p>8つ目の周辺農地への影響ですが、隣接して農地はありませんので、特段問題ありません。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。</p>
議長	同行して調査していただきました、金子東洋治委員何かございますか。
6番	吉田彰宏委員の説明のとおりでございますが、心配されるのは、産業廃棄物関係が気になるところであります。
事務局	<p>内容については、足場のパイプや、養生シート、電動工具、残土、石等であります。廃材については、仮置きとのことです。他には車両などになります。</p> <p>事務局としても、環境に配慮することを最大限指示させていただきたいと</p>

	考えております。
議長	何か質問等ございますか。
7番	場所は多少傾斜があるような状況ですが、車両等の進入は可能でしょうか。
事務局	現地を確認したところ、確かに傾斜があるような状態でしたが、車両の進入は可能と思われます。
4番	公共事業の代替地ではないということでよろしいでしょうか。
事務局	現在の資材置場は、歩道整備の関係で一部使用できなくなる場所ですが、今回土地所有者との契約見直しに当たり、借りることができなくなつたと伺っております。
4番	通常、廃材は現場で処理してしまうものではないのですか。
事務局	廃材についてはあくまで一時的なものであると伺っているところです。
4番	きっちりと書類を提出させる必要があるかと思います。
10番	借りることができなくなった土地の状況は見ていますか。
事務局	写真等で確認をさせていただいておりますが、車両や、パイプ等が入っている状況です。
議長	それでは、申請人から適切な処理をする旨を記した書類を作成していただき、提出していただくことで、よろしいでしょうか。
7番	よいかと思います。
事務局	この件については、申請人と調整し、念書等を提出していただき、適性に管理するようしっかりと伝えたいと思います。
議長	それでは、審議に入ります。条件付で整理番号5－2について許可することで賛成の方は挙手を願います。
【全員挙手】	

議長	<p>全員賛成ですので、許可すべきものとして意見書を付して、県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細については担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>申請地は、大字岩沢字清水ノ上地内でございます。</p> <p>現地については、作付けこそないものの、耕耘がされており、次の作付けの準備がされておりました。</p> <p>適性に管理がされていましたので、本件について適格者証明書を交付することで、問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の岩澤太朗委員にも現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>土地については、事務局のとおりでございます。</p> <p>地元の話になりますが、申請地の西側に神社があります。私は被相続人のことはよく知っていますが、大変真面目な方でありました。相続人についても、いろいろと考えた結果、今回の申請をされたとのことです。</p> <p>今回の申請地については、申請地を耕耘されたと聞いておりましたが、現地についても、綺麗に耕耘がされており、全く問題ないと考えております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
21番	<p>申請が出てきたときには、納税猶予についての条件等を説明するのですか。</p>
事務局	<p>納税猶予については、数年前他県で遊休農地になってしまっていたことが発覚し、大きな問題になったことがあります。</p> <p>そうしたことから、JAさんと協力し、チラシの配布等もしております。また、証明願を発行する際には、本人に対し、制度の説明や適正な管理を継続して行う必要性などを文書も渡した上で説明しています。</p>
4番	<p>区画整理事業地内であり、生産緑地との関係はどのように考えますか。</p>

事務局	区画整理の関係ですが、区画整理事務所とも連携を進めています。区画整理事業の長期化により、やはり多くの課題がある状況です。今後もしっかりと関係各課と調整をさせていただきまして、進めさせていただきたいと思っています。
4番	難しい案件でありますので、公平性を保って進めてもらいたいと思いますので、事務局にも配慮いただきたいと思います。
事務局	承知いたしました。
議長	他に何かありますか。
	【なし】
議長	ないようでしたら、適格者証明書を発行することで賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、適格者証明書を発行することといたします。 続きまして、報告第1号、2号を確認していただき、何か質問等あればお願いいたします。
4番	整理番号5－3について、下水は分流となりますか。
事務局	下水については、調べてご報告させていただきます。
4番	排水管の所有については、地主たちで所有するという話を聞いておりますが、どのようにになっていたのですか。
事務局	この件に関しては、排水管を市で所有する形にしてもらいたいという、ご相談がありました。公共的な排水施設でないため、担当課では、市で所有することは難しいとのことです。 そうしたことから、最終的には地権者が管理をしていくという方向で進めているときいております。
4番	市道が北側にもありますが、現在は歩行者専用道路となっているようですが、その経過はわかりますか。

事務局	その点については把握しておりません。 また、先ほどの下水の件ですが、分流式となっております。
議長	その他にありますか。 【なし】
議長	それでは、次のその他に移ります。 【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成28年10月農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年11月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中21名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 17番 小島茂委員、18番 半田正和委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について ・議案第3号 農用地利用集積計画（案）について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】飯能市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より今後のスケジュール等について説明を行った。 <p>【2】農地利用最適化推進1・1・1運動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、各委員が取り組むこととした。 <p>【3】地域懇話会（市、農業委員、JA）の資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より懇話会の資料の説明を行い、了承を得た。 <p>【4】研修会の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局よりGAPに関する研修会の日程等について報告した。

5. 閉　　会

・ 吉田会長より閉会を宣言した。 (午後 4 時 00 分)

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明を求めます。
事務局長	農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごと審議を行います。はじめに整理番号3-1について、地区担当の小島好夫委員より現地調査報告をお願いいたします。
13番	農地法第3条整理番号3-1について、11月18日に岩澤太朗委員とともに現地調査を行いましたので、その状況をご報告いたします。 申請地は、大字前ヶ貫字ヤワタ地内でございます。 現状は、サトイモ、大根、やまいも等が綺麗に作付けされておりました。 譲受人でございますが、落合、前ヶ貫で農業経営をしています。譲受人の所有農地は、主に露地野菜を作付けされています。また、譲受人から作付け計画書等が提出されていることから、申請地取得後も耕作されると考えられます。計画は、ナス、キュウリです。 譲受人の農作業への従事状況ですが、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事されると考えられます。 また、通作に関してですが、自宅から150mのところに申請地がございますが、実際は、自宅裏の山道を登って行けば、100mもないところにありますので、通作にも問題ないと考えております。 以上のことから、この申請に関しては特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	それでは、農地法第3条の整理番号3-1号について補足説明いたします。 現地の状況につきましては、小島好夫委員の説明のとおりです。 譲受人は、今回申請地に近接する農地を所有しております、ご家族で農業従事しております。 譲受人は、露地野菜を中心に、ダイコン、ネギ、キュウリ、キャベツ、シソ、また水稻等を作付けしております。所有地は全て問題なく営農されております。 また、譲受人の住宅は申請地より約150mのところにありますし、近接する所有農地についても、耕作されておりますので、通作にも問題ないと考

えられます。こうしたところから、申請農地を譲り受け、営農拡大を図るため申請するものです。

申請年月日は、平成28年11月2日、同日農業委員会受付となっていま

す。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目の申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目の機械の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、耕耘機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目につきましては個人申請ですので、生産法人関係には該当ありません。

4つ目については権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目の取得者の農地面積はこの地域の取得要件である下限面積30aを所有農地も含め超えており、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人の権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、特に不許可要件に該当するものはございません。

議長 同行して調査していただきました岩澤太朗委員何かござりますか。

3番 小島好夫委員の説明のとおりです。

滅多に行かない場所であります、高台に位置している場所でございまして、かなり広くよい農地がありました。

農業経営の拡大にはかなり適している場所だと思います。

議長 ただいまから質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

15番 譲受人ですが、飯能直売所で役員をやられている方であります。特段問題ないかと思っております。

議長 他にございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成ですので、許可することいたします。</p> <p>続きまして、整理番号3－2について、審議いたします。地区担当の金子東洋治委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>農地法第3条整理番号3－2について、11月20日に吉田彰宏委員とともに調査を行いましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字下名栗字和田地内でございます。</p> <p>現地の状況ですが、茶畑と普通畑でございました。今回譲受人の所有農地はございませんが、こちらが認められた場合は、下限面積を5aに引き下げたことによる実績になると思われます。</p> <p>また、譲受人からは申請地に関して、作付け計画書が提出されております。申請地取得後も農作業されると考えております。計画といたしましては、茶と、ジャガイモ、大根、ナス、トマト、キュウリ等でございます。</p> <p>通作に関してですが、家から7kmですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>以上のことから、この申請につきましては適当と考えております。 説明は以上です。</p>
議長	事務局より、補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、農地法第3条の整理番号3－2号について補足説明いたします。</p> <p>現地の状況につきましては、金子東洋治委員の説明のとおりです。</p> <p>今回譲受人と譲渡人とは親戚関係でございます。</p> <p>譲受人に農地所有はなく、下限面積引き下げにより、取得可能となった案件でございます。</p> <p>この申請に関して、11月7日に譲受人と事務局とでヒアリングをさせていただきました。その中では、申請に合わせて耕耘機を購入しており、本格的に農業参入されるとのことです。</p> <p>計画では、現状に合わせた形で管理を行っていくとのことです。特にお茶については、そのまま管理をし、他の部分に関しては、ジャガイモや大根等を作付けする計画とのことです。通作に関してですが、申請地からご自宅までは、車で10分ほどの距離に位置しておりますので、通作も問題ないと考えております。</p> <p>こうしたことから、申請農地を譲り受け、農業経営を開始するため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、平成28年11月7日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。</p> <p>1つ目の申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目の機械の所有状況ですが、耕耘機1台を所有しており、その他の必</p>

	要な農機具を所有しております。 3つ目は、個人の申請ですので、生産法人関係には、該当ありません。 4つ目は、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目の取得者の農地面積はこの地域の取得要件である、下限面積5aを申請地のみですが超えることから、取得要件を満たしております。 6つ目については申請人の権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 以上のことから、特に不許可要件に該当するものはありません。
議長	同行して調査していただきました、吉田彰宏委員何かございますか。
7番	金子東洋治委員の説明のとおりでございます。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
14番	譲受人の年齢と従農数についての説明をお願いいたします。
事務局	譲受人の年齢でございますが、64歳でございます。 また、従農数は夫と申請者本人になります。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可するものといたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第2号整理番号5-1について、現地調査をしていただきました木崎稔委員より、現地調査報告をお願いいたします。

19番

農地法第5条整理番号5－1について、11月19日柏崎光一委員とともに調査いたしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字下赤工字宮ノ脇地内でございます。

現状でございますが、半分は直前まで耕作されていたような様子がございました。もう半分は栗の木がある状況でございます。

隣接農地への影響でございますが、特段ないと考えております。

以上現地調査したことでは、本申請は適当であると考えます。
説明は以上です。

議長

事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の整理番号5－1号について補足説明いたします。

現地の状況については、木崎稔委員の説明のとおりです。

申請人は現在、大字双柳地内の貸アパートにて生活をしております。そちらの住まいが傷んできたこともあり、引越し又は住宅の購入を考えていたそうです。また、現在土木・運送業を営んでおり、大河原に事業所を借りておりますが、そちらの一部が借りることができなくなったことにより、急遽駐車場敷地についても必要となったとのことです。こうしたことから、自己専用住宅兼駐車場敷地を市街地等でも検討しましたが、話がまとまらず、今回の申請地に至ったとの事です。

申請年月日は、平成28年11月1日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について説明いたします。

1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、全て借入金で賄うということで、借入先が確保されています。

2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目の許可後の実効性ですが、代理人の聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目の申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないことがないかという点につきましては聞き取り等からないと考えています。

	8つ目の周辺農地への影響ですが、隣接農地に関しても特段問題ないと考えております。 以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。
議長	同行して調査していただきました、柏崎光一委員何かございますか。
10番	木崎稔委員の説明のとおりでございます。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
1番	申請地は、これまでどのような状態でしたか。
事務局	以前は、一部が露地野菜をやられていたと聞いております。
1番	譲渡人の住まいが市外ですが、これまでも申請地の管理をされていたということでしょうか。
事務局	譲渡人とともに管理に関わっていたと伺っております。
20番	申請面積が住宅の建築面積からみたときに、ゆとりがある気がいたしますが、何か理由がありますか。
事務局	譲受人ですが、大河原地区において、資材置場や駐車場を借りている状況です。その一部が借りることができなくなったということで、今回の申請地に関しては、資材等は置きませんが、事業用の車両置場も含まれるため、申請面積が大きくなっています。
5番	近くに住宅等ありますが、大丈夫でしょうか。
事務局	今回の計画では大きな車両が入る計画はございませんので、問題ないと考えております。
14番	今回は、住宅兼駐車場敷地ですが、仮に資材を置いた場合は、制度上問題等はありますか。
事務局	転用の目的外で使用するというのは、問題かと思いますが、転用後何年という規定はありません。 ただし、転用目的にあった使い方をしていただけないと許可内容の不履行等に当たるかと思います。

議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について許可するものとして賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして意見書を付して県に進達いたします。次に議案第3号農用地利用集積計画（案）について、審議いたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細については、担当から説明いたします。
事務局	ご説明いたします。 申請者は、育苗のための畑を確保するため、今回の設定を行うものであります。飯能市の基本構想に適合するとともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	質問、意見等はございますか。
	なし
議長	なしとのことで、承認することで賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、承認いたします。 続きまして、報告第1号・第2号農地法第4条・5条の規定による農地転用届出について、ご確認いただき、質問等あればお願いいたします。
	なし
議長	なしとのことですので、その他事項に移ります。

【付議案件4 「その他」に記載】

- | | |
|-----|--|
| 議長 | 以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。 |
| 事務局 | 閉会を吉田会長にお願いいたします。 |
| 会長 | 以上で、平成28年11月農業委員会総会を閉会いたします。 |

平成28年12月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中21名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 19番 木崎稔委員、20番 井上準一委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農用地利用集積計画（案）について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農業委員会委員の募集要項（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員の募集要項について事務局より説明を行い、了承されたため、市で決定する方向で進めることとした。 <p>【2】農業委員会農地利用最適化推進委員の募集要項（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、案のとおり全員賛成で承認されたため、案のとおり募集を行うこととした。 <p>【3】農業振興地域整備計画変更の農業委員会としての意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、全員賛成で計画変更について了承された。 <p>【4】認定農業者・農業青年会議所・農業委員との意見交換会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より日程等の報告を行った。 <p>【5】ルーラル電子図書館について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、ルーラル電子図書館の農業に関する利用について説明を行った。 <p>【6】農業委員会新年会について</p>

5. 閉会	・事務局より、開催に関する案内を行った。 ・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時00分)
-------	---

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明を求めます。
事務局長	農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細については、担当から説明いたします。
事務局	ご説明いたします。 今回の申請は更新でございます。主にソーシャルファームとして使用し、ハンデのある方が主に作付け等管理を行うということです。 飯能市の基本構想に適合するとともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上のことから、不許可に該当するものはございません。 説明は以上でございます。
議長	質問、意見等はございますか。
なし	
4番	申請者はどの程度耕作を行っているのか。
事務局	今回の申請地を含めると、約6,000m ² を耕作しております。
4番	作付けは何を中心に行ってていますか。
事務局	計画では、さつま、豆類です。 中心は露地栽培です。
4番	畑の活用を行って、効果等はあるのでしょうか。
事務局	具体的な効果は聞いておりませんが、ハンデをもっている方が、土に触れるというのは、よい傾向があると聞いております。
7番	賃料はどのような形になっておりますか。

事務局	多少ばらつきがありますが、相対で決めたということです。
13番	私は、地元ですが、あまり知りませんでしたが、使われていない農地の活用といった面でも有効ですし、福祉関係を活用することは、よいと考えます。
議長	ほかに質問等ございますか。
	なし
議長	なしとのことで、承認することで賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、承認いたします。 続きまして、報告第1号・第2号農地法第4条・5条の規定による農地転用届出について、ご確認いただき、質問等あればお願ひいたします。
	なし
議長	なしとのことですので、その他事項に移ります。
	【付議案件4記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成28年12月農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年1月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中21名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 21番 山下敏郎委員、22番 松本健一委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・ 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、平成29年2月15日～平成29年3月15日までを募集期間とする旨を報告した。 <p>【2】平成28年度農地パトロールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、重点パトロール期間の説明を行い、期間内にパトロールを実施することとした。 <p>【3】下水汚泥（脱水ケーキ）の肥料としての活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道部下水道課より、脱水ケーキの肥料としての利用について説明があり、農業委員会としても研究していくこととした。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時00分)

議長	これより議事に入ります。はじめに、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、ご確認をお願いいたします。 質問等ありましたら、お願いいいたします。
議長	なしとのことですので、その他事項に移ります。
議長	【付議案件4 「その他」に記載】 以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成29年1月農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年2月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中21名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 1番 大野次夫委員、2番 山下富司委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について ・議案第2号 農用地利用集積計画（案）について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出の取消について ・報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】青年等就農計画の認定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、市が申請者を認定することについて全員賛成で了承された。 <p>【2】平成29年度農業体験教室（春の部）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、開催日等の説明を行った。 <p>【3】認定農業者・農業青年会議所・農業委員会との意見交換会結果報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、意見交換会の結果について報告を行った。 <p>【4】平成29年度総会予定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より次年度総会予定について、報告を行った。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時00分)

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明を求めます。
事務局長	農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごと審議を行います。はじめに整理番号5－1について、地区担当の金子東洋治委員より、現地調査報告をお願いいたします。
6番	農地法第5条整理番号5－1について、2月24日に吉田彰宏委員と現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字下名栗字芋浦美地内でございます。 申請地の現状ですが、南北は、宅地となっております。東西に傾斜がある農地で、栗の木が植えられております。 以上現地調査においては、この農地転用は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第5条の整理番号5－1号について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、金子東洋治委員の説明のとおりです。 申請人は現在、申請地近接地にて、ギャラリー、カフェ、俳句教室を開いております。借りていた駐車場を返すこととなり、営業に支障が出ることです。 また、今回の申請地はギャラリー等が近接地であるため、適地だと考えられます。 申請日は、平成29年2月6日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。 1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金にて賄うということで確認させていただいております。 2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。 3つ目の許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されない

ということはないと考えております。

4つ目の申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないかということについては、聞き取り等からないと考えています。

8つ目の周辺農地への影響ですが、隣接農地に関しては同意書が出ており、特段問題ないと考えております。

以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。

説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました、吉田彰宏委員何かございますか。

7番 特にございません。金子委員の説明のとおりでございます。

議長 ただいまから、審議に入ります。質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件につきまして、許可することで賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。続きまして、整理番号5－2について、金子東洋治委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番 農地法第5条整理番号5－2について、2月24日に吉田彰宏委員と現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。
申請地は、先ほどと同じ大字下名栗字芋浦美地内でございます。
申請地の現状ですが、先ほどと同じ箇所になりますので、東西に傾斜がある農地で、栗の木が植えられております。
以上現地調査においては、この農地転用は適当であると考えます。
説明は以上です。

議長 事務局の補足説明をお願いいたします。

事務局	<p>農地法第5条の整理番号5－1号について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、金子東洋治委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は現在、申請地に隣接する宅地にて3世代同居しております。そのため、住まいが手狭であり、新たに倉庫等を設置したいと考えていたとのことです。しかしながら、現在居住している宅地内では、設置場所の確保ができず、隣接地所有者の方から譲り受けることができることとなったことから、今回申請されるものです。</p> <p>申請年月日は、平成29年2月6日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金にて賄うということです。預金等の確認をさせていただいております。</p> <p>2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目の許可後の実効性ですが、代理人の聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目の申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないかという点については、聞き取り等からないと考えます。</p> <p>8つ目の周辺農地への影響ですが、隣接して農地はないので、特段問題ないと考えております。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました吉田彰宏委員何かございますか。
7番	特にございません。金子委員の説明のとおりでございます。
議長	ただいまから、審議に入ります。質問、意見等ありましたらお願ひいたします。
1番	先ほどの整理番号5－1の案件と同じ場所ですが、違いはどのようなことがありますか。

事務局	整理番号5－1、5－2については、事業目的が異なっています。 また、譲渡人と譲受人とがそれぞれの案件で異なりますので、内容も変わってきます。
3番	今回は隣接して住んでいる方が申請者となりますか。
事務局	隣接して住んでいる方が申請者です。
4番	この辺りの鑑定評価はあつたりするのですか。
事務局	把握しておりません。
議長	その他にありますか。 【なし】
議長	なしとのことですので、本件につきまして、許可することで賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。続きまして、議案第2号農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細については、担当より説明いたします。
事務局	担当からご説明いたします。今回お諮りする件については、昨年の2月でもご審議いただいた件になります。更新という扱いになります。 整理番号1の方については、自然栽培で小麦も扱っており、市内のレストラン等に納めています。また、小麦に限らず野菜も栽培しております。 整理番号2の方については、今までと同様に作付けを行う計画で、ホップ等を栽培しています。ある程度の集積を図り、事業を開拓して行きたいと考えているとのことです。 整理番号1番2番とともに、飯能市の基本構想に適合するとともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

	説明は以上です。
議長	質問、意見等はありますか。
21番	<p>集積計画については、順調に増えているように感じますが、イメージをつけやすいように、参考資料として分かりやすい地図等をつけていただけますと助かります。</p> <p>事務局で検討していただきたいと思います。</p>
事務局	こちらについては、行政計画としても、大変重要なものになりますので、検討させていただきたいと思います。
議長	その他にありますか。
	【なし】
議長	本件について、承認することで賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、承認することといたします。続きまして、報告第1号及び第2号農地法第4条の規定による農地転用届出及び届出の取消について、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出について、確認をしていただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、その他事項に移ります。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成29年2月農業委員会総会を閉会いたします。

担当	主事	主査	リーダー	局長	会長

平成29年3月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中20名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 3番 岩澤太朗委員、4番 武藤文夫委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について ・議案第3号 農用地利用集積計画（案）について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出の取消について ・報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より平成29年2月15日（水）から平成29年3月15日（水）の間行った募集結果について報告を行った。 <p>【2】人・農地プランについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より策定済みの3地区について、見直し等の意見交換会を実施したことについて報告を行った。 <p>【3】飯能住まいの進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より飯能住まいの進捗状況の報告を行った。
5. 閉 会	

- | | |
|--|----------------------------------|
| | • 関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時30分閉会) |
|--|----------------------------------|

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明を求めます。
事務局長	農地法第4条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、整理番号5-1について、地区担当の横手一彦委員より、現地調査報告をお願いいたします。
11番	農地法第4条整理番号4-1について、3月25日に小島茂委員と現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字小岩井字元山地内でございます。 申請地の現状ですが、耕作はされていない状況であります。周辺農地への影響ですが、隣接農地は申請人所有の農地であり、また今回の転用目的は通路敷地であるため、影響はないと考えます。 数年前より、地区の方々で、利用方法を考えており、今回の申請に至ったと聞いております。 以上現地調査においては、この農地転用は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第4条の整理番号4-1号について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、横手一彦委員の説明のとおりです。 申請地に隣接して、現在事務所及び本堂があります。申請地については、隣接する形で本堂の正面に位置していますが、今回農地転用の許可を取っていないことが判明したため、申請するものであります。 申請日は、平成29年3月1日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。 1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、特段新たに設置するものはないため、新たに費用は発生しません。 2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

	<p>3つ目の許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目の申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないかという点につきましては、聞き取り等から判断してないと考えます。</p> <p>8つ目の周辺農地への影響ですが、横手委員からも説明がありましたが、隣接農地に関しては申請者の所有地であり、目的が通路敷地ですので、特段問題ないと考えております。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。 説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました、小島茂委員何かございますか。
17番	特にございません。横手一彦委員の説明のとおりでございます。
議長	ただいまから、審議に入ります。質問、意見等ありましたらお願いいいたします。
1番	税金はどのようになっていたかわかりますか。
事務局	宗教法人ですので、非課税となります。
7番	隣接農地については、どのような使い方をしているのですか。
事務局	耕作は行っておりませんが、適正に管理は行われている状況です。指導対象になるものではないと考えております。
11番	補足でございますが、年に数回お寺の役員の方が管理を行っている状況であります。すぐにでも耕作ができる状況であります。
4番	お寺が農地を所有することについて、指導等はないのでしょうか。
事務局	宗教法人としての指導はないと認識しています。
議長	その他何かございますか。
	【なし】

議長	なしとのことですので、本件につきまして、許可することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請について、審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごと審議いたします。はじめに整理番号5-1について、地区担当委員の横手一彦委員に現地調査報告をお願いいたします。
11番	農地法第5条整理番号5-1について、3月25日に小島茂委員と現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字永田字原地内でございます。 譲受人の計画によりますと、3世代にて同居をしていますが、駐車スペースが不足していることから、隣接農地を駐車場としたく申請するものであります。 申請地の現状ですが、耕作をされた様子はありませんが、すぐにでも耕作を再開できる状況にありました。 周辺農地への影響ですが、南と西側は譲渡人の所有農地となっており、北と東側は他地目ですので、特段影響はないと考えます。 以上現地調査においては、この農地転用は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第5条の整理番号5-1号について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、横手一彦委員の説明のとおりです。 申請人は現在、申請地の隣接地にて居住しております。しかしながら、現在駐車をするスペースが少なく困っていたところ、隣接地所有者から譲り受けることができることとなったことから、今回申請するものです。 申請年月日は、平成29年2月28日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について説明いたします。

1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金にて賄うということです。預金残高を確認しております。

2つ目は利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目は許可後の実効性ですが、代理人の聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目は申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目は他の土地との一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目は利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目は当事業が、造成のみで事業に供されないかということについては、聞き取り等からないと考えます。

8つ目は周辺農地への影響ですが、隣接した農地は譲渡人の農地です。特段問題ないと考えております。

以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。

議長	同行して調査していただきました、小島茂委員何かござりますか。
7番	特にございません。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等ありましたらお願ひいたします。
20番	申請地まで通路がないようにみえますが、どのように使用するか教えて下さい。
事務局	北側が申請者の宅地となります。そちらの敷地を通って申請地へ行く形となります。
議長	その他にありますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件につきまして、許可することで賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でありますので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。続きまして、整理番号5－2について、審議を行います。地区担当の横手一彦委員より現地調査報告をお願いいたします。

11番

農地法第5条整理番号5－2について、3月25日に小島茂委員と現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字永田字西裏地内でございます。

譲受人の理由によりますと、工業団地や住宅街にも近いため、レストランを開業するとのことです。

農地の現状ですが、耕作はされておりません。もともと田でありますが、稻作をされていたのは、数十年前のことだと思われます。

周辺農地への影響でありますと、県道を挟んで南側には農地が広がっています。西側は住宅地、東側は市道を挟んで田であります。北側は畠地となっています。東、北に関しては、耕作は現在行われていたため、影響はないものと考えます。

以上現地調査においては、この申請は適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の整理番号5－2号について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、横手一彦委員の説明のとおりです。

申請人は以前店舗を借りてレストラン経営をしておりましたが、契約の関係で閉店を余儀なくされてしまいました。かねてから自分の店を構える事を夢みており、今回の申請地を譲り受けられることとなつたため、申請するものです。

申請年月日は、平成29年3月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について説明いたします。

1つ目は転用行為に必要な資力信用ですが、全て融資にて賄うということで、融資先は確保されています。

2つ目は利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

	<p>3つ目は許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないと いうことはないと考えております。</p> <p>4つ目は申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、同時に開発許可申請が提出されており、特段問題なく許可となる見込みです。その他特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目は他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません。</p> <p>6つ目は利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目は当事業が、造成のみで事業に供されないかという点ですが、聞き取り等からないと考えます。</p> <p>8つ目は周辺農地への影響ですが、隣接農地の所有者から同意も出ており、 利用形態等からも特段問題ないと考えております。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。 説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました小島茂委員何かござりますか。
17番	特段ございません。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はありますか。
1番	今まで、別の事業者の方がここを取得したいという相談はなかったのでしょうか。
事務局	この場所については、毎年雑草の苦情があり、指導を行っておりました。指導により管理はしていただいている状況でありました。また、事務局では特段売買等の相談があったかということについては把握しておりません。
2番	地目田ということですが、かなり造成工事を行わないと、進入ができないと思いますが、どのように施工するのでしょうか。
事務局	申請地がかなり低い位置にあります。事業者の方で調査等行っていることでのことで、地盤自体は上げる方向で考えていると聞いております。
議長	その他何かござりますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件につきまして、許可することで賛成の方は 挙手願います。

【全員挙手】

議長	全員賛成でありますので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。続きまして、整理番号5－3について、審議を行います。地区担当委員の横手一彦委員より現地調査報告をお願いいたします。
11番	<p>農地法第5条整理番号5－3について、3月25日に小島茂委員と現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字小瀬戸字久留生地内でございます。</p> <p>農地の現状は、耕作はされておらず、地面としては硬く固まっている状況であります。幅としては4m程です。</p> <p>周辺農地への影響ですが、北側は県道、東西は宅地、南側については、農地が広がっておりますが、日照等には影響はないと考えます。</p> <p>以上現地調査を行ったところでは、この農地転用許可申請は適当と考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局より補足説明をお願いいたします。</p> <p>農地法第5条の整理番号5－3号について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、横手一彦委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は申請地近接地にて居住しております。しかしながら、自動車で通行する道路がないため、今回申請するものです。</p> <p>申請年月日は、平成29年3月6日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について説明いたします。</p> <p>1つ目は転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請において費用は特段かかりません。</p> <p>2つ目は利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目は許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目は申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目は他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p>

	<p>6つ目は利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目は当事業が、造成のみで事業に供されないかという点につきましては、聞き取り等からないと考えます。</p> <p>8つ目は周辺農地への影響ですが、隣接農地はございませんので、特段問題ないと考えております。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないとと思われます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました、小島茂委員何かございますか。
17番	特段ありません。
議長	ただいまから質疑に入ります。質問、意見等はありますか。
1番	現状道路として利用してしまっているようですが、このような申請は大丈夫なのでしょうか。
事務局	今回の申請は、生活する上で必要なものであります。許可権者であります県とも協議し、やむを得ないと判断していただいているところであります。
1番	事務局の指導により、申請が出てきたということですか。
事務局	今回の件については、自治会内でのやり取りの中で発覚したものです。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件につきまして、許可することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について、審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）について説明いたします。 【議案書読み上げ】

	なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>整理番号1の方ですが、平成29年3月にいるま野地域明日の農業担い手育成宿を卒宿する予定の方で、4月から新規就農者となる予定です。経営作物としては、エダマメやブロッコリーを作付けしております。販売方法としては、スーパー等がメインです。</p> <p>整理番号2の方ですが、こちらの方も平成29年3月に卒宿予定の方です。4月から新規就農者となる予定です。経営作物は、他品目の野菜を作付けしております。</p> <p>整理番号3の方ですが、農林産物加工直売所等にも出荷している方で、経営作物としては、ルバーブやじやがいも、のらぼう菜、ブロッコリー等です。</p> <p>整理番号4の方ですが、露地野菜を中心に作付けを行っており、市内のレストランや、宅配サービス等で販売を行っております。</p> <p>整理番号5の方ですが、平成25年3月から就農されている方です。他品目でやられており、個人販売を行っております。</p> <p>整理番号6の方ですが、平成27年4月から慣行農法で営農している方で、姉と2人で農業に従事しています。主に農協の直売所に出荷しています。</p> <p>整理番号1番から6番までについては、飯能市の基本構想に適合するとともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	審議に入ります前に、農業委員会等に関する法律第31条の第1項の規定により、内野博司委員には退室をお願いいたします。
	【内野博司委員退室】
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はありますか。
15番	整理番号1、2については、新規という扱いになりますか。
事務局	新規扱いとなります。これまで研修圃場としてJAいるま野さんが利用権を設定していました。
議長	その他に何かございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、承認することで賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成でありますので、承認することといたします。続きまして、報告第1号・第2号農地法第4条の規定による届出及び取消について、報告第3号農地法第5条の規定による届け出についてご確認をお願いいたします。質問等あればお願ひいたします。

【なし】

議長

なしとのことですので、その他事項に移ります。

【付議案件4 「その他」に記載】

議長

以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。

事務局

閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。

職務代理

以上で、平成29年3月農業委員会総会を閉会いたします。